

## SSUK14・史跡めぐりクラブ会則

- 第1条 本会は、SSUK14・史跡めぐりクラブ（さいたま市シニアユニバーシティ北浦和校第14期・史跡めぐりクラブ）（以下「本会」）と称し、事務所を部長宅に置く。
- 第2条 本会は、会員相互間の親睦と史跡めぐりによる生涯学習の推進を図る事を目的とする。
- 第3条 本会の会員は、原則として、さいたま市シニアユニバーシティ北浦和校第14期校友会に所属するものとする。
- 第4条 本会の円滑な運営を図るため、次の役員を置く。部長1名、副部長1名、会計1名とし、各班には班長・副班長各1名を選出する。又、企画委員を複数名選出する。役員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 第5条 本会の班編成は4班の班編成とする。
- 第6条 本会の開催地と開催回数は埼玉県及び近県を中心に開催する。夏場の8月や冬場の2月を除き、年8～10回程度（忘年会・新年会を含む）の開催を検討する。又、交通手段が不便な場合は、バスツアーも検討する。
- 第7条 本会の開催日は原則として、毎月第3又は第4水曜日開催とし、4班の同日・合同開催とする。
- 第8条 本会の開催時間は日帰り開催とし、9時頃集合し15時頃までには現地解散とする。
- 第9条 本会の開催要領の案内方法は、パソコン、スマホ所有者は史跡めぐりのホームページを閲覧参照し、携帯電話会員は部長からのメールによる行事の情報提供を参考にする。なお、開催日には、参加者全員に、両面コピーの案内文書を配布する。
- 第10条 本会の行事出欠確認は部長が全会員に一斉メールで行い、会員は申込締切日までに、出欠の返信メールを部長宛てに行う。
- 第11条 本会の会議：定期総会は3月に開催し、臨時総会は、部長または役員の過半数が必要と認めた場合に開催する。役員会は、会務の円滑な処理・運営を図るため、必要に応じて開催する。会議の議事は、出席者の過半数の同意を得て決し、可否同数の時は部長が決する。会議の議長は部長、または部長の指名者とする。
- 第12条 本会の会費は1,000円を年会費として徴収し、以降の不足分は適時検討する。
- 第13条 本会の事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第14条 その他：本会の行事の記念写真は  
PC会員にはYahoo Boxを利用して写真を提供する。  
携帯会員の希望者には、写真選択を部長に一任し1枚20円で配布する。
- 附則 本会の会則は必要に応じて、役員会で変更出来ることとする。  
この会則(第1版)は、平成28年4月1日から施行する。